

社会保障分野サブワーキンググループの開催について

1 目 的

医療・介護・年金等の社会保障分野は、自己の情報の入手・活用等に関して国民の期待が高い一方で、機微性の高い情報を含むものであるため、新しい制度の設計においても、情報連携や個人情報保護の枠組みに関して、技術・制度の両面にわたり、特段の措置を講ずることが必要と考えられる。

そこで、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度に関する共同の検討の場として設置された、個人情報保護ワーキンググループ（以下「個人情報保護WG」という。）及び情報連携基盤技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）における議論を踏まえ、社会保障分野における適用について検討を行うため、両WGの下に社会保障分野サブワーキンググループ（以下「本SWG」という。）を開催する。

2 検討事項等

本SWGは、個人情報保護WG及び技術WGと連携し、両WGにおける議論と並行して以下の事項について検討し、その結果及び活動状況について両WGに報告することとする。

- (1) 社会保障分野における情報連携の共通基盤の活用
- (2) 社会保障分野における番号及び情報連携のあり方
- (3) 社会保障分野における個人情報保護等に関する特段の措置等

3 構成及び運営

- (1) 本SWGは、峰崎内閣官房参与の主宰するWGとして設置する。
- (2) 本SWGの構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本SWGに座長及び座長代理を置く。
- (4) 本SWGの座長及び座長代理は峰崎内閣官房参与の指名により定める。
- (5) 本SWGは、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) その他、本SWGの運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) 本SWGの庶務は、内閣官房社会保障改革担当室及び情報通信技術（IT）担当室の協力を得て、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室が各府省と連携して行う。